

集落営農活性化促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
- 成果目標の設定

(2) 対象経費

- (1)で示したビジョン作成に係る経費
- ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
 - ① 人材の確保
 - ② 収益力向上に向けた取組み
 - ③ 組織の法人化
 - ④ 共同利用機械等の導入経費

(3) 補助率

- ビジョン作成に係る経費 … 定額
- 人材の確保 … 1,000千円上限/年（最長3年間）
- 収益力向上に向けた取組み … 定額
- 組織の法人化 … 250千円
- 共同利用機械等の導入経費 … 1/2以内

(4) 補助上限額： 10,000千円（1ビジョンあたり5年間の取組の合計額）

(5) その他

- 令和4年度からの新規事業であり、支援内容の一部が変更となる可能性があります

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）： 3月中旬～4月中旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：市町村
- (3) 申込み先：市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名： 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名： 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号： 023-630-2424

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名： 各総合支庁 農業振興課
- (2) 担当(係)名： 地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁 農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁 農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁 農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁 農業振興課	0235-66-5497

山形のうまいもの創造支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

農林漁業者自らの6次産業化又は市町村やJA等による直売所や加工所を核とした地域の6次産業化に向けた取組みのほか、県内の食品製造業者が行う県産農林水産物の利用拡大の取組みに必要な機械等の導入を支援します。

3 利用対象者

- (1) 農林漁業者自らの6次産業化の取組みに対する支援（自らの6次産業化）
農業を営む者（個人、法人）、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、
林業を営む者（個人、法人）、林業を営む者が組織する団体、
漁業を営む者（個人、法人）、漁業を営む者が組織する団体
- (2) 市町村等による地域の6次産業化の取組みに対する支援（地域の6次産業化）
(1)の対象者に加えて、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、市町村
- (3) 食品製造業者が行う県産農林水産物を原材料として使用する加工品の製造加工の取組みに対する支援（食品製造業者の取組み）
県内に主たる事業所を有する食品製造業者

4 支援内容

(1) 補助要件

メニュー	要件
①自らの6次産業化 ②地域の6次産業化	<ul style="list-style-type: none">・ 5年後のプロジェクト目標が次のすべてを満たすものであること。<ul style="list-style-type: none">◇産出額が現状の2倍以上◇独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定するとともに、地域の6次産業化に取り組む場合には、地域の農林漁業者の施設の利活用に関する目標を設定すること・ 地域の6次産業化の取組みにあっては、地域の6次産業化ネットワークが構築されていること
③食品製造業者の取組み	<ul style="list-style-type: none">・ 3年後のプロジェクト目標が次のすべてを満たすものであること。<ul style="list-style-type: none">◇農林水産物を起点とした産出額が増加◇県産農林水産物の使用量が増加◇県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）が現在より10ポイント以上増加、又は新たに整備する施設・設備で使用する県産農林水産物の使用割合（重量又は価格）が50%以上◇県内農林漁業者等との取引拡大◇雇用創出1.5人以上◇独自目標として、少なくとも1つ以上は数値目標を設定すること

(2) 対象経費

メニュー	補助対象事業
①自らの6次産業化	農林漁業者自らの6次産業化の取組みに必要な機械等導入、建物改修費
②地域の6次産業化	地域の農業者が利活用できる6次産業化拠点施設に必要な機械等導入
③食品製造業者の取組み	食品製造業者が行う県産農林水産物の利用拡大に必要な機械等導入

(3) 補助率

メニュー	補助率	補助対象経費
①自らの6次産業化	県：1/3以内	2,000千円～30,000千円
②地域の6次産業化	県：1/4以内、市町村：1/12以上	2,000千円～40,000千円
③食品製造業者の取組み	県：1/3以内	2,000千円～30,000千円

(4) 補助上限額

上表のとおり

(5) その他

過去にこの事業等での採択実績がある場合は、当該プロジェクトと同一の事業と認められるプロジェクトの応募はできません。

5 募集期間

- (1) 募集期間（予定）：令和4年4月下旬～5月下旬
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：米・米粉食品開発担当
- (3) 電話番号：023-630-3031

6次産業化市場規模拡大対策整備交付金
(食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工、流通）

2 事業概要

食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、政府機関が定める輸入条件（輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件をいう。以下同じ。）への対応（輸出促進法の第17条に基づく適合施設の認定への対応を含む）並びにISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得への対応及び家庭食向けなどの輸出先国のニーズへの対応に必要な施設や機器の整備及び施設等の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要なコンサルティング等に要する経費を支援します。

3 利用対象者

食品製造者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者（法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合も含む）

- (1) 法人
- (2) 地方公共団体 ほか

4 支援内容

(1) 補助要件

- GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）のコミュニティサイトに登録していること（<https://www.gfpl.maff.go.jp/>）
- 全体事業費が1千万円を超える場合にあっては、金融機関その他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費の10%以上の貸付を受けて事業を実施すること
- 事業実施主体において、HACCPチーム（HACCP研修受講者を必ず含むこと。）が編成されていること
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること
- これまでに本事業及び類似事業を実施した者にあっては、当該事業において設定した成果目標を達成済であること ほか

(2) 対象経費

①施設等整備事業

輸入条件や輸出先国のニーズを満たすために必要な施設等の整備（施設の新設、増築、改築及び修繕を含む）に係る経費

②効果促進事業

輸入条件やHACCP等に係る認定取得のためのコンサルティングや手数料等に係る費用、導入後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る経費等、上記施設等整備事業（①）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業又は事務に係る経費

(3) 補助率：1/2以内又は3/10以内

※輸出先国の規制等への対応を行うため、輸出向けHACCP等の認定・認証を取得（既に輸出向けHACCP等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲を追加する等を行う場合を含む。）する以外の取組の場合にあっては、補助率3/10を適用。

(4) 補助上下限額：2,500千円～5億円

5 募集期間

(1) 募集期間

第1次募集は締め切りました。ただし、予算の執行状況を見て、追加募集が行われる可能性がありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県から電子メールにて提供 ほか

(3) 申込み先：農林水産部農政企画課美味い山形流通販売推進室

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課美味い山形流通販売推進室

(2) 担当（係）名：輸出推進・web販売支援担当

(3) 電話番号：023-630-2540

農林水産業デジタル活用支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、販売）

2 事業概要

販売額の増加や新規顧客獲得、集客等を目的として行う、デジタル化の推進等による新たな取組みを支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、事業協同組合、農業委員会、その他の企業・団体・個人、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産業協同組合

4 支援内容

(1) 補助要件

産地直売所、観光果樹園、農家民宿・農家レストランにおいて、デジタル化の推進等による新たな取組みを行うこと。

(2) 対称経費

ウェブサイト開設・リニューアル、ライブコマース・オンライン体験、ワーケーション対応、デジタル環境整備等の事業に係る経費（無料Wi-Fi、モニター、webカメラ、デジタルサイネージ、キャッシュレス決済 など）

(3) 補助率：1/2以内

(4) 補助上限額：500千円

(5) その他

詳細は、別途公表する補助金交付要綱を参照ください。

5 募集期間

(1) 募集期間：令和4年5月上旬～6月上旬（予定）

(2) 申請書類の入手方法：山形県ホームページからのダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農政企画課美味い山形流通販売推進室

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農政企画課美味い山形流通販売推進室

(2) 担当（係）名：輸出推進・web販売支援担当

(3) 電話番号：023-630-2540

山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

農林漁業者や食料品製造業者が取り組む加工食品の新商品開発や既存商品のブラッシュアップについて支援します。

3 利用対象者

(1) 加工品開発支援事業

ア 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者

イ 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者又は県内に主たる事業所を有する食料品製造業者（両者の連携によるもの）

ウ 県内に主たる事業所を有する卸売業者又は小売業者のうち、ア又はイに製造を委託する事業者

(2) 持続可能社会に向けた商品開発支援事業

県内に主たる事業所を有する食料品製造業者（なお、従業員20人以下の小規模事業者を除く。）

4 支援内容

(1) 補助要件

- ① 原材料に県産農林水産物（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物であること）を使用すること
- ② 商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること
- ③ 農林漁業者の場合は、事業完了3年後に、事業対象商品の販売額が1.2倍以上になること
- ④ 食料品製造業者、卸売業者及び小売業者の場合は、事業対象商品の3年目の販売額が2年目の販売額と比較し一定以上になること
- ⑤ 商品完成後、知事が別に指定するコンテスト等に出展すること
- ⑥ 新商品開発等に必要な許可（食品衛生法の営業許可等）又は開始の届出をして製造・販売を行っていること
- ⑦ 加工品開発支援事業にあつては、上記①から⑥に加え、やまがた食産業クラスター協議会が実施する事前相談（1回）・個別相談（2回）において、商品開発に係る助言・指導を受けること
- ⑧ 持続可能社会に向けた商品開発支援事業にあつては、上記①、②及び④から⑥に加え、次のア又はイのいずれかを満たすこと
 - ア 環境保全型農業により生産された県産農産物（有機農産物、特別栽培農産物、エコファーマーが生産した農産物、GAP認証取得農産物）を使用すること
 - イ 食品ロスや包装資材など、廃棄物の削減につながること

(2) 対象経費

会議等開催費、調査検討費、市場調査費、新商品開発費・既存商品改良費、販路開拓費（持続可能社会に向けた商品開発支援事業のみ）

(3) 補助率：1/2以内

- (4) 補助上限額：500千円（加工品開発支援事業にあつては、パッケージ改良のみの場合は200千円）
- (5) その他：
詳細は、令和4年度交付要綱及び公募要領を参照のこと（令和4年4月公表予定）

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和4年5月中旬～6月上旬（予定）
- (2) 申請書類（様式）の入手方法：山形県ホームページからのダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当（係）名：米・米粉食品開発担当
- (3) 電話番号：023-630-3192

農山漁村発イノベーション交付金
(農山漁村発イノベーション推進支援事業)

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化）

2 事業概要

下記5つの取組について支援をします。

- ①2次・3次産業と連携した加工・直売の推進
- ②新商品開発・販路開拓の実施
- ③直売所の売上向上に向けた多様な取組
- ④多様な地域資源を新分野で活用する取組
- ⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合、土地改良区・県土連、事業協同組合、大学・試験研究機関、農業委員会、地方公共団体、その他の企業・団体・個人、林業を営む者（個人、法人）、森林組合等、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業集落、漁業生産組合、水産業協同組合、漁業・水産加工団体、一般の事業者、NPO法人、水産加工・流通業者

4 支援内容

(1) 補助要件

○地域要件

特定農山村地域、振興山村、過疎地域、特別豪雪地帯、中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域、農業振興地域 等

○事業実施主体

事業実施主体が市町村の場合は、市町村協議会を設置し、かつ、市町村戦略を定めていること。実施主体が農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特任団体である場合は、多様な事業者による連携体制を構築済みであること又は構築が見込まれ、連携体制には事業実施主体を含む3者以上を構成員とし、農林漁業者を必ず含むこと。 等

(2) 対象経費

①2次・3次産業と連携した加工・直売の推進

調査・検討、成分分析、実需者評価会実施 等に係る経費

②新商品開発・販路開拓の実施

新商品試作、パッケージデザイン開発、成分分析、販路開拓（試食会・試験販売・商談会出展等）等に係る経費

③直売所の売上向上に向けた多様な取組

検討会・研修会開催、新商品開発、消費者評価会実施、イベント実施、効率的な集出荷システム構築の実証 等に係る経費

④多様な地域資源を新分野で活用する取組

経営戦略の策定、事業実施体制の構築、ワークショップ等を通じたビジネスアイデアの創出、新事業・サービスの展開 等に係る経費

⑤多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の取組

新技術等の導入実証、試作品の製造・評価、新商品等の生産・製造方法の確立、新商品等の試験販売、販路開拓 等に係る経費

※①～④については、事業の実施と合わせて取組に必要な簡易な施設の整備が可能

(3) 補助率：①～④については1/2（上限5,000千円）

⑤については定額（上限5,000千円）

※①～④と⑤を併せて行う場合は総額で5,000千円を超えない額

5 募集期間

(1) 募集期間

令和4年度当初の募集は締め切りました。ただし、追加募集の可能性もありますので、ご相談は随時受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手方法：県から電子メールにて提供

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：米・米粉食品開発担当

(3) 電話番号：023-630-3076

県産米粉を使用した商品開発支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○その他（6次産業化、食品加工）

2 事業概要

農林漁業者や食料品製造業者が取り組む県産米粉を使用した加工食品の新商品開発や既存商品のブラッシュアップについて支援します。

3 利用対象者

- ア 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者
- イ 県内で食品の生産活動を行っている農林漁業者又は県内に主たる事業所を有する食料品製造業者（両者の連携によるもの）
- ウ 県内に主たる事業所を有する卸売業者又は小売業者のうち、ア又はイに製造を委託する事業者

4 支援内容

(1) 補助要件

- ① 原材料に県産米粉（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物であること）を使用すること
- ② 商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること
- ③ 農林漁業者の場合は、事業完了3年後に、事業対象商品の販売額が1.2倍以上になること
- ④ 食料品製造業者、卸売業者及び小売業者の場合は、事業対象商品の3年目の販売額が2年目の販売額と比較し一定以上になること
- ⑤ 商品完成後、知事が別に指定するコンテスト等に出展すること
- ⑥ 新商品開発等に必要な許可（食品衛生法の営業許可等）又は開始の届出をして製造・販売を行っていること

(2) 対象経費

会議等開催費、調査検討費、市場調査費、新商品開発費・既存商品改良費

(3) 補助率：1/2以内

(4) 補助上限額：500千円

(5) その他：

詳細は、令和4年度交付要綱及び公募要領を参照のこと（令和4年4月公表予定）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和4年5月中旬～6月上旬（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手方法：山形県ホームページからのダウンロード

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：米・米粉食品開発担当

(3) 電話番号：023-630-3031

畜産所得向上支援事業費補助金
(ソフト支援)

1 対象品目・分野 ○畜産

2 事業概要

営農集団や法人経営体等が行う生産性向上のための技術開発・研修、畜産物の販路開拓活動等に対して支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、営農集団、農業協同組合連合会、農業協同組合、市町村、その他の企業・団体

4 支援内容

(1) 補助要件 事業実施主体の所得向上及び県産畜産物の付加価値向上に資する取組みであること。

(2) 対象経費 畜産物の技術開発経費、加工技術研修会への参加費、販路開拓活動費 等

(3) 補助率 1/3以内

(4) その他

市町村等と協調補助の場合は1/12を上限に上乗せ

※県が5/12、市町村等が1/12補助した場合、合計の補助率は1/2となります。

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和4年4月上旬～4月下旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法 最寄りの総合支庁農業振興課又は市町村農林主務課

(3) 申込み先 最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：畜産振興担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8145

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1318

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6053

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5507

農山漁村地域持続的発展活動支援事業費補助金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○林業 ○水産業 ○その他

2 事業概要

農山漁村の持つ多様で豊富な農林水産物や地域資源を活用し、地域の活性化や持続的発展を目指して実施する、付加価値を創出する取組みに対して、試験・試作費などや、試作等の実施を行ううえで最低限必要な機器等の導入に要する経費を補助します。

3 利用対象者

農業を営む個人・法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、林業を営む個人・法人、森林所有者、林業を営む者が組織する団体、漁業を営む個人・法人、漁業・水産加工団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- 農林水産業の振興と地域活性化に向けた取組みであること
- 地域資源を活用した付加価値の創出に結びつく取組みであること
- 「機器等導入展開型」においては、事業検討（試作等）の取組みを行うこと、かつ、導入する機器等は事業検討の取組みを行ううえで最低限必要なものであり、機器等導入・活用計画書を策定すること

(2) 対象経費

①事業検討型〔補助対象経費の上限300千円〕

下記ア～ウの取組みに要する、旅費、報償費、需用費（燃料費、印刷製本費、修繕費、消耗品及び材料購入費（販売する商品に直結する材料に係るものを除く）等）、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費、委託料

- | | | |
|---|-------------|---|
| ア | 6次産業化の取組み | 農産品加工や料理の試作、体験メニューの開発、加工品の成分分析、商品パッケージ開発、市場調査・販促活動等 |
| イ | 農林水産物生産の取組み | 伝承作物などの試作、高付加価値化のための生産技術導入等 |
| ウ | その他の取組み | 高付加価値化のための再生可能エネルギーの活用
の取組み等 |

②機器等導入展開型〔補助対象経費の上限1,600千円〕

①の取組みを実施するうえで最低限必要な機器等の導入に要する、備品購入費、工事請負費

(3) 補助率：①事業検討型は2/3、②機器等導入展開型は1/2

(4) 補助上限額：①事業検討型 200千円（対象経費の上限 300千円の2/3）
②機器等導入展開型 800千円（対象経費の上限 1,600千円の1/2）

(5) その他

①事業検討の取組みは2か年での事業実施も可（②機器等の導入は1年目のみ可）

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和4年4月下旬～6月上旬

(2) 申請書類（様式）の入手方法

県ホームページからダウンロード

URL <https://www.pref.yamagata.jp/140017/sangyo/nourinsuisangyou/nogyo/nosangyoson/nousangyoson.html>

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部 農村計画課

(2) 担当（係）名：農村^{むら}づくり担当

(3) 電話番号：023-630-2948

【総合支庁】

(1) 機関名：各総合支庁

(2) 担当・電話番号：**【村山】** 地域産業経済課 023-621-8432
【最上】 農業振興課 0233-29-1316
【置賜】 地域産業経済課 0238-26-6092
【庄内】 地域産業経済課 0235-66-5490